

委託料の見直しに関する基本方針（令和3年度～令和4年度）

1 はじめに

和光市ではこれまでも経常的な支出の大幅な増加による財政調整基金残高の減少が行政課題となってきました。また、令和2年当初より世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ行政課題に伴い、令和4年度の予算編成においては、特に厳しい財政運営となることが想定されています。

それらの状況を踏まえ、財政構造の硬直化をもたらす原因に対し、健全な財政運営に資する取組を積極的に行う必要があります。そこで、恒常的な支出の一つとなっている業務の委託等にかかる経費を節減するため、「和光市行政改革推進基本方針」に基づく「和光市行政改革推進実行計画（令和3年度～令和6年度）」において、令和3年度から令和4年度に「委託料等の見直し」を位置づけ、本基本方針に基づき委託料の横断的な見直しを実施することとします。

2 対象となる委託料（対象範囲）

見直しの対象は、令和3年度の予算に委託料として計上されているもので、令和4年度以降も予算に計上する予定のものとし、ただし、次に掲げるものは、見直しの対象外とします。

- (1) 特別会計予算に計上されている委託料
- (2) 公営企業会計予算に計上されている委託料
- (3) 指定管理料

3 見直しの基準（評価の視点）

業務を委託する際の基本的な考え方や委託した業務についての包括的な見直しをするための統一的な基準については、「業務委託ガイドライン」（平成25年10月策定）において定められており、このガイドラインに沿って、各課所等において業務を委託しています。今回行う横断的な委託料の見直しにおける指針となるべき基準については、それらの基準を参酌しつつ、次に掲げる視点により行います。

(1) 費用対効果

委託料の額に対し、次に掲げる効果が得られているか。

ア 業務水準の向上及び確保

職員が行う場合と比較して、高い業務水準となっているか。

イ 経費の節減

職員が行う場合に要する経費と比較して、経費の節減ができているか。

ウ 効率性の向上

職員が行う場合と比較して、業務の効率性が向上しているか。

(2) 対象者の範囲

委託等による事業の効果について、広く市民や市内事業者などが受益者となっているか。

(3) 委託等の仕様

委託等における、契約書、仕様書などで定めた業務の内容（作業回数、配置する職員数など）が過剰な内容となっていないか。

(4) 受託者の選定方法

受託者を選定したときの方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、総合評価一般競争入札）は適正か。

(5) 委託料の算定方法

委託料を算定したときの方法（積算基準、見積りの方法）は適正か。

4 方向性の決定

3の見直しの基準に従い、対象となる委託料の見直しを行い、それぞれの委託料についてその方向性を決定します。見直しにおける方向性は次に掲げるとおりとします。なお、方向性を決定するにあたっては、その判断を画一的なものとはせず、委託料の性質に応じて柔軟に対応するものとしします。

(1) 継続

業務水準の向上や経費の節減など、委託等による事業の効果が十分に上がっているものについては、現行の委託料を継続とします。

(2) 業務内容の変更

業務の内容を見直すことにより、業務水準の向上又は委託料の節減を図ることとします。

(3) 受託者の選定方法の変更

受託者の選定方法を見直すことにより、業務水準の向上又は委託料の節減を図ることとします。

(4) その他

各課所等がそれぞれ個別に業務の委託等を行う方法（単独発注）から、複数の課が所管する同種の業務の委託等を一括して行う方法（一括発注法）や、既に委託等を行っている業務内容を見直し、新規、既存の業務を問わず関連する業務の委託等を統合して行う方法（パッケージ法）などの発注方法に切り替えることにより、業務水準の向上又は委託料の節減を図ることとします。また、業務の内容や性質に照らし、予算科目における委託料から他の科目への変更などを行います。